

佐賀県留置施設視察委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月20日

佐賀県知事 古川 康

## ◎佐賀県条例第16号

### 佐賀県留置施設視察委員会条例の一部を改正する条例

佐賀県留置施設視察委員会条例（平成19年佐賀県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(趣旨) <b>第1条</b> この条例は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号） <u>第21条第6項</u> の規定に基づき、同法第20条第1項に規定する留置施設視察委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。 (委員の定数等) <b>第3条</b> 略 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 3・4 略	(趣旨) <b>第1条</b> この条例は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号） <u>第21条第4項</u> の規定に基づき、同法第20条第1項に規定する留置施設視察委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。 (委員の定数等) <b>第3条</b> 略 2 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 3・4 略

### 附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。